

# 大分県報

令和二年  
号外（九二）  
十一月二十七日

（金曜日）

## 目次

### 監査公表

監査公表第662号……………1

## ○監査公表

### 監査公表第662号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により請求のあった住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第5項の規定により監査した結果を令和2年11月26日付けで請求人に通知したので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和2年11月27日

大分県監査委員	首 藤 博 文
大分県監査委員	長 野 恭 子
大分県監査委員	木 付 親 次
大分県監査委員	原 田 孝 司

#### 第1 本件請求についての判断

本件請求を棄却する。

#### 第2 本件請求

##### 1 請求人

大分県豊後大野市大野町田中1819番地38 赤星 憲一

##### 2 請求があった日

本件請求があった日は、令和2年10月1日である。

##### 3 請求の要旨

大分県職員措置請求書の記載によれば、本件請求の要旨は、次のとおりである（請求書に記載のある企業名を「A企業」、役員名を「B理事」、「C職員」とし、また、

見出し符号を変更したほかは、原文のまま掲載）。

- 大分県豊肥振興局長が、令和元年度大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業費補助金として令和元年10月17日に交付申請のあった一般社団法人ぶんご大野里の旅公社に対して金1,406,000円を支給する決定をした。（支給決定日は同日10月17日）
- 一般社団法人ぶんご大野里の旅公社は、令和2年1月8日収支決算書を添付し金1,406,000円に対する返還金は0円とする本件支援事業実績報告書を大分県に提出した。

- 一般社団法人ぶんご大野里の旅公社のB理事とC職員は、同法人が、平成27年7月20日より平成31年3月31日まで主たる事務所として登記していた、大分県豊後大野市清川町宇田枝158番地を本店とするA企業を、令和元年9月2日に設立した。そして、C職員は本件事業の成果物である宣伝ビデオにモデルとして登場し、補助金で購入した備品を使用している。成果物のビデオ作成費はわずか15分数量本で110万円と高額であり、相見積もりをすることなく、県内の業者に実施させず、東京の業者（前回の200万円の地図は大阪の業者）にさせるなど不適切、不明瞭である。

- 一般社団法人ぶんご大野里の旅公社は従たる事務所は登記されてなく本店は本件支援事業実績報告書に記載されている大分県豊後大野市三重町市場1090番地である。

この事業は、一般社団法人ぶんご大野里の旅公社が特定の宿泊所（報告書ではロジきよかわと記載）に外国人を誘客するために企画されたものであり、備品購入費もロジきよかわ（実質的事業者はA企業）のために使われたものではないかと疑念がある。これは、特定の者への利益誘導行為であり、不適切な行為である。なぜなら、成果物のビデオでは、他の宿泊場所の紹介は一切されていない。また、公開1ヶ月で10万回だった再生回数も、令和2年9月末現在101,932回視聴となっており、伸びが悪い。この女性外国人のユーザーチャンネルには、京都をはじめとする全国の観光地が網羅されその中から本成果物を視聴することは非常に困難である。

- 以上の理由で上記補助金は不適切といわざるをえない財務会計上の行為であり、大分県補助金交付規則第15条 知事は、補助金の他の用途への使用等に関して補助金の交付の決定の内容、条件その他の法令（本件の場合は一般社団法人法第334条）又は知事の処分違反したときは補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができるに該当する。その結果、大分県に1,406,000円の損害が生じている。

よって、大分県豊肥振興局長が一般社団法人ぶんご大野里の旅公社に対して金1,406,000円を返還させることを請求する。

それが認められないときでも一般社団法人ぶんご大野里の旅公社に対し備品購入費

737,000円の3分の2に相当する491,000円を返還させる措置を請求する。

なせなら、本件備品は、現在A企業が占有もしくは所有しているからである。

(6) 事実証明書

ア A企業の登記簿の写し

イ 一般社団法人ぶんど大野里の旅公社の登記簿の一部写し

ウ 新聞記事

エ 豊後大野市総務課報道各社宛文書

オ 豊後大野市平成29年度財政援助団体等監査書類

カ 令和元年度地域活カづくりチャレンジ支援事業実績報告書表紙（第8号様式）、

事業実績書（第9号様式）、精算書（第10号様式）

キ 備品管理台帳とその購入見積書、写真

ク 成果物見積書と報道機関に発表した記事（産経新聞）の一部

ケ 成果物及び備品購入に関する参考価格（RAID）（amazon）

4 要件審査

本件請求については、令和2年10月6日に要件審査を行い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、監査を行うことを決定した。

第3 判断の理由

1 監査の実施

(1) 監査対象事項

一般社団法人ぶんど大野里の旅公社（以下「補助事業者」という。）に対して交付した令和元年度大分県地域活カづくりチャレンジ支援事業費補助金1,406,000円の支出（以下「本件支出」という。）を監査対象事項とし、本件支出に係る事実関係の確認、本件支出の違法性又は不当性、本件支出が大分県に損害を及ぼすことになるか、措置を講ずる必要が認められるか等について監査した。

(2) 監査対象機関

監査対象部局を総務部及び企画振興部とし、監査対象箇所を総務部豊肥振興局（以下「豊肥振興局」という。）及び企画振興部おおいいた創生推進課（以下「おおいいた創生推進課」という。）とした。

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、令和2年10月22日に、おおいいたのよう内容の陳述をした。

なお、同条第8項の規定により、請求人の陳述に関係職員等が立ち会うことを認め

た。  
ア 本件補助金は、大分県が補助事業者に対して行ったものであるが、実際は、その後継団体とされているA企業が流用しているおそれがあり、事実であれば違法なことだと思

う。  
補助事業者は、ロジッキよかわ（豊後大野市奥織川自然公園井崎河川公園キャンプ場のことをいう。以下同じ。）の現地に支店の登記をしていない。信用のある補助事業者にその補助金百何十万円を受け取らせてそれを自分たちの会社の利益のために使った疑いがあり、大分県の補助金の規則に抵触するのではないかと思う。

備品は現在A企業が占有し、資産となっていることが事実である。しかし、補助事業者の備品台帳には備品として残っていることが事実である。しかし、補助事業者という利益を追求する団体が、それを使ってこれからまた商売をする可能性があり、この行為は補助金の趣旨に反していると思う。

イ 補助事業に要した経費がいつ業者に支払われたのか不明である。また、普通はA社、B社と比較し、見積りの安い方を単純に選べば済むものを、全て随意契約で相見積りをせず、全て県外の業者と契約している。なお、備品については、普通はリースしかできないが、購入している。

なお、証拠は、下記のもので提出された。

- (ア) 市議会議事録及び市長からの要求に基づく監査結果報告書
- (イ) 「里の旅」リゾートロジッキよかわのお知らせ「ブログ」と題する書面
- (ウ) 地図「里の旅」表紙、見積書、請求書、収支決算書、通知書
- (エ) 一般社団法人ぶんど大野里の旅公社令和元年度業務収支決算書
- (オ) 「豊後大野市職員措置請求について（通知）」の文書
- (カ) 公文書公開請求書
- (キ) 新聞記事
- (ク) 「豊後大野市職員措置請求について」の決定書
- (ケ) 補助金成果物に関する領収書類3通
- (ク) 関係職員等の陳述
- (ケ) 関係職員等の陳述の聴取を行うこととし、その際に地方自治法第242条第8項の規定により請求人が立ち会うことを認めた。

令和2年10月22日に、関係職員等として企画振興部おおいいた創生推進課長（以下「おおいいた創生推進課長」という。）及び総務部豊肥振興局地域創生部長（以下「地

域創生部長」という。)が、おおむね次のような内容の陳述をした。

ア 県では、地域活力の維持・発展を図り、地域住民等が行う魅力ある地域づくりや特色ある取り組みを支援するため、総合補助金制度を設けており、今回、住民監査請求があったチャレンジ支援事業は、地域資源の活用や地域の課題解決のための事業を実施するにあたり、本格的な事業実施の前に、地域の活性化に取り組もうとする個人や各種団体、法人等が、調査研究や試行等を行うことを支援するものである。補助率は補助対象経費の4分の3以内、補助上限額は200万円である。

イ 今回の補助事業については、ラグビーW杯や東京オリンピック・パラリンピックを契機に、今後、欧米豪の観光客誘客を目指して観光情報を発信するとともに、こうした観光客に人気のあるアクティビティの充実を図ることを目的とし、昨年度、補助事業者に対して140万6千円の補助金を交付したものである。

ウ 具体的な補助内容は2つあり、豊後大野市の観光スポットをYouTube動画で紹介するものとテントサウナ1台とパワータクト4艇の設置である。まず、YouTube動画の作成については、日本在住の欧米豪に影響力のあるインフルエンサーに依頼することとし、この女性ユーザーは、東京の会社の専属ユーザーであったことから、当該事業者と随意契約をしている。委託額の110万円についても、特段高額ではないと判断したところである。

エ 成果物の動画は、欧米豪の視聴者向けに作成したため、豊後大野市内で欧米豪からの観光客が増加しているロτζきよかわを紹介している。女性ユーザーにロτζきよかわへ宿泊してもらったことから、宿泊施設としては当該施設のみを紹介となっている。他にも、原尻の滝など各種観光施設を紹介し、豊後大野市の様々な観光資源を幅広くPRしている。動画の再生回数については、公開1か月で10万回を超えている。継続して視聴回数は伸びており、コロナ禍で訪れることができない欧米豪の観光客に対して、引き続き情報発信ができていくものと考ええる。

オ 本件備品（テントサウナ1台及びパワータクト4艇のことをいう。以下同じ。）については、欧米豪の観光客が多数訪れており、豊かな自然景観を有するロτζきよかわにて使用することが、欧米豪への情報発信力が最も高いと考え、補助事業者は購入当初からロτζきよかわに設置している。購入時、ロτζきよかわの指定管理者は、補助事業者だが、令和2年4月1日から、A企業に替わっている。その際、本件備品については、引き続きロτζきよかわで有効活用する旨補助事業者から連絡があり、豊肥振興局としては、指定管理者の変更にかかわらず当初の目的に沿って、引き続きロτζきよかわにて使用することが適当と判断したところであ

る。

カ 以上のことから、当該事業については、大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業費補助金交付要綱及び同実施要領に基づき適切に執行されたものにとらえていない。

(5) 監査の実施

令和2年10月26日に職員監査を実施し、同年11月5日に委員監査を実施した。

(6) 関係人調査

補助事業者及びA企業から令和2年10月26日に、前総務部豊肥振興局長から同年11月2日に、それぞれ補助事業の実施状況等についての説明を聴取した。

2 監査の結果

(1) 確認した事実

監査の結果、次の事項を確認した。

ア 本件支出に関する法令等の規定

(ア) 法令の規定

大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業費補助金の交付について定めた法令又は条例の規定は存在しない。また、当該補助金の事業対象者は、「地域の活性化に向けた取り組みの円滑な実施を図るため、あらかじめ行われる調査研究や試験的な実施等の取り組みを支援し、もって地域活性化の推進に寄与すること」という事業目的に合致する取り組みを行う者とされており、法人格の有無や組織形態を問わないが、これらの者に対する補助金等の交付について一般的に定めた法令又は条例の規定も存在しない。

よって、当該補助金の交付の法令上の根拠は、地方自治法第232条の2の「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができ。」という規定に求められる。

(イ) 大分県補助金等交付規則の規定

大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「交付規則」という。)は、「法令に特別の定めがあるものを除くほか、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図るため、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定める」(第1条)ものであり、大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業費補助金について適用される。

交付規則の主な規定内容は、次のとおりである。

<p>(補助金等の交付の申請)</p> <p>第3条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書（契約の申込みにあつては、契約に関する書類）を知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(補助金等の交付の決定)</p> <p>第4条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。</p> <p>2 知事は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行なう必要があるときは、補助金等の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。</p> <p>(補助金等の交付の条件)</p> <p>第5条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>(1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けらるべきこと。</p> <p>(2) 補助事業等を行なうため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関すること。</p> <p>(3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けらるべきこと。</p> <p>(4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けらるべきこと。</p>	<p>べきこと。</p> <p>2 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(補助金等の交付決定の通知)</p> <p>第6条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。</p> <p>(補助金等の額の確定等)</p> <p>第13条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を当該補助事業者等に通知するものとする。</p> <p>(決定の取消し)</p> <p>第15条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の内容又はこれに付した条件その他の法令又はこれに基づき知事の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。</p> <p>4 第6条の規定は、第1項及び第2項の規定による取消しをした場合について準用する。</p> <p>(補助金等の返還)</p>
--	---

<p>第16条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。</p> <p>2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。</p> <p>(財産の処分制限)</p> <p>第19条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものを、知事の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りではない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(ウ) 財務会計規律に関する規定</p> <p>地方公共団体における財務会計規律を定める法令のうち主要なものとして、地方自治法、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び地方財政法(昭和23年法律第109号)がある。また、大分県においては、大分県会計規則(昭和49年大分県規則第10号)で、県の会計事務について必要な事項を定めている。</p> <p>(エ) 実施要領及び交付要綱等の内容</p> <p>大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業費補助金の交付に関する手続は、交付規則、大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業実施要領(平成18年3月31日付け地行第1990号)地方行政局長伺定め。以下「実施要領」という。)、大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業費補助金交付要綱(平成18年4月1日付け地行第1986号)総務部長伺定め。以下「交付要綱」という。)及び『「地域活力づくり総合補助金」を受ける事業者の皆様へ』と題する書面。以下「補助事業の手引き」という。)の定めるところに従ってなされる。</p> <p>本件補助金(補助事業者に対して交付した令和元年度大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業費補助金をいう。以下同じ。)に適用される実施要領及び交付</p>	<p>要綱等の規定の概要は、次のとおりである。</p> <p>2 実施要領</p> <p>1 目的</p> <p>この事業は、地域の活性化に向けた取り組みの円滑な実施を図るため、あらかじめ行われる調査研究や試験的な実施等の取り組みを支援し、もって地域活性化の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業対象者</p> <p>(1) この事業において対象となる者は、上記の目的に合致する取り組みを行う者とし、法人格の有無、組織形態は問わず、特定非営利活動法人、株式会社、有限会社、組合法人、任意団体等のいずれも対象とする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 事業の内容</p> <p>(1) 対象となる事業は、別表に定める地域を活性化するための取り組みを前提としたものであり、当該取り組みの円滑な実施に向けた事業計画のブラッシュアップ(磨き上げ)、事業実施のための体制づくり、効果的な事業実施方法の検討及び事業の試験的な実施等を行う調査研究事業や試行事業とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 事業採択</p> <p>(1) 本事業を希望する者は、次に掲げる書類を事業の主たる実施場所を管轄する振興局長に提出するものとする。</p> <p>① 誓約書(別紙)</p> <p>② 大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業計画書</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>5 県の助成</p> <p>知事は、予算の範囲内において、上記4により採択された事業について、別に定める大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業費補助金交付要綱により助成するものとする。</p> <p>別表</p>
--	---

対象となる事業	<p>次の予定事業を実施するにあたり、あらかじめ行われる調査研究や試行等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域資源の活用や地域の課題解決につながるコミュニティビジネス及び一次産業の振興につながるビジネス展開</li> <li>(2) ITやバイオテクノロジー等の先端技術革新</li> <li>(3) 地域の課題解決やコミュニティの醸成</li> <li>(4) その他、チャレンジ精神を持って行われる事業で、振興局長が認めるもの</li> </ol>
---------	---

b 交付要綱  
 交付要綱の概要は、次のとおりである。

(趣旨)  
 第1条 振興局長は、地域活性化を図るため、振興局長が適当と認めたものが大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業実施要領（平成18年3月31日付）定め）に基づき大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業を実施するのに必要な経費について、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)  
 第2条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額等は、別表1及び2に定めるところによる。

(補助金の交付申請)  
 第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、振興局長が定める期日までに振興局長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
  - (2) 収支予算書（第3号様式）
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 (略)
- 3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、補助事業者について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定

する仕入れに係る消費税等額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助条件)  
 第4条 規則第5条の規定による交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が認める軽微な変更を除く。）を行う場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を振興局長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、振興局長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに振興局長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の記拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 補助金の対象となった機器、器具等（以下「備品」という。）は、備品台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図り、この補助事業終了後に予定している地域活性化に向けた取り組み（以下「予定事業」という。）において継続して使用すること。
- (6) 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、補助金の対象となった備品を予定事業において、継続して使用できない場合は、当該備品の評価額（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を用いて算出した額）に補助の対象となつた経費に対する補助金の割合を乗じて得た金額を戻し納付すること。
- (7) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告す

ること。

(8) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第5号様式)によりその金額(前7号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに振興局長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(9) 補助事業者は、暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団と密接な関係を持つものであってはならない。

(10) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 (略)

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第7号様式)を振興局長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第8号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、振興局長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第11号様式)により行うものとする。

(備品に関する補助金の納付)

第12条 第10条の規定による実績報告書の提出までに、備品を予定事業において、継続して使用できないことが明らかになった場合は、備品不使用報告書(第12号様式)を実績報告書に添付しなければならない。

なお、実績報告書の提出以降に備品を継続して使用できないことが明らかになった場合は、速やかに、備品不使用報告書(第12号様式)を振興局長に提出しなければならない。

別表 1

補助事業者	県内に活動拠点を置く、地域の活性化に取り組みとする個人、各種団体、法人で、振興局長が補助事業者として適当と認める者
補助対象事業	次の予定事業を実施するに当たり、あらかじめ行われる調査研究や試行等 (1) 地域資源の活用や地域の課題解決につながるコミュニティビジネス及び一次産業の振興につながるビジネス展開 (2) ITやバイオテクノロジー等の先端技術革新 (3) 地域の課題解決やコミュニティの醸成 (4) その他、チャレンジング精神を持って行われる事業で、振興局長が認めるもの

補助対象経費	上記の補助対象事業に要する経費で、人件費(経常的なもの)、設備費(内装工事費等を含む)、備品購入費(予定事業における継続使用を前提とし、リースが不可能なもの又はリースが可能であるが購入した方が安価なもの及び補助額の過半を占めない少額のもの以外のもの)及び用地取得費等を除く経費。各経費の詳細は別表2に記載。
補助率	補助対象経費の3/4以内
補助限度額	1事業あたり、2,000千円(単年度事業でも複数年度にまたがる事業でも上限額は同じ)。

別表 2

「補助対象経費」詳細 (抜粋)

科目	補助対象経費の内容

委託料	調査研究等の一部又は全部を外部に委託するための経費
備品購入費	調査研究等に不可欠な備品の購入に要する経費（予定事業における継続使用前提とし、リースが不可能なもの又はリースが可能であるが購入した方が安価なもの及び補助額の過半を占めない少額のものに限る。）

ｃ 補助事業の手引き

補助事業の手引きの概要は、次のとおりである。

当該書面は、補助事業者に対する事業執行に当たっての留意事項を示した書面であり、地方公共団体の契約手続に準じることとし、一定金額以上の執行（工事請負費250万円以上、財産の買入れ160万円以上、物件の借入80万円以上、その他100万円以上）が含まれる場合には、一般競争入札等の競争性のある契約方法で業者を選定すること、ただし、補助対象物件やサービス等の性格上、一般競争入札等による契約手続が困難で、その理由を書面にて県振興局と協議し合意を得た場合は、この限りではない旨定められている。

また、契約の相手方への支払いは、原則、金融機関からの口座振込とし、特に1件10万円以上の支払いは、必ず口座振込とし、現金払いを行う場合には、領収書等の支出証拠書類を必ず徴し、保管する旨定められている。

さらに、補助対象物件は、県（振興局長）の承認を受けずに処分（売却、譲渡、交換、担保設定、改造等）することはできず、処分が必要な場合には、必ず処分を行う前に、振興局とその必要性や対応方法等に係る協議を完了させ、県（振興局長）の承認を受けることと定められている。

イ 監査対象機関における事務処理の状況

(ア) 大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業費補助金に係る歳出予算平成29年度～令和元年度の大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業費補助金に係る歳出予算（当初）の状況は、次のとおりである。

款	総務費
項	企画費
目	企画調査費
(事業名)	地域活力づくり総合補助金

節	負担金補助及交付金
	平成29年度予算額 475,000千円
	平成30年度予算額 475,000千円
	令和元年度予算額 475,000千円
	※いずれの年度もチャレンジ枠、地域創生枠などの合計額
(1)	大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業費補助金の交付及び支出の手続
a	補助金の交付の手続
	手続を順に記せば、計画書の提出、事業採択、補助金の交付申請、補助金の交付の決定・通知、補助事業の実施、補助事業実績報告書の提出、補助金の額の確定、補助金交付請求書の提出、補助金の交付となる。また、補助事業の完了後、補助事業者は、補助金の対象となった備品を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の交付目的に従って使用する等の義務を負う。さらに、この補助事業終了後に予定している地域活性化に向けた取組（予定事業）において継続して使用する義務を負っている。
	なお、補助金等の交付の決定等をする権限は、振興局長に属する。
b	支出負担行為及び支出の手続
	支出負担行為及び支出に関しては、地方自治法、地方自治法施行令及び大分県会計規則等の定めるところに従って、振興局長が支出負担行為及び支出命令を行い、出納員である振興局次長が支払いを行う。
(ウ)	本件支出
	本件支出に係る手続（本件補助金の交付に係る手続を含む。）は、以下のとおり行われた。
	令和元年10月15日 補助事業者が事業計画書を提出
	令和元年10月17日 補助事業者が事業採択通知書を送付
	令和元年10月17日 補助事業者が補助金交付申請書を出
	令和元年10月17日 総務部豊肥振興局長（以下「豊肥振興局長」という。）が支出負担行為決議（本件補助金140万6千円の交付）を決定
	令和元年10月17日 補助事業者に補助金交付決定通知書を送付
	令和2年1月8日 補助事業者が補助事業実績報告書を出
	令和2年1月10日 豊肥振興局長が本件補助金の額を140万6千円に確定
	令和2年1月10日 補助事業者に補助金の額の確定通知書を送付



<p>令和2年1月27日 補助事業者が補助金交付請求書を提出 令和2年1月27日 豊肥振興局長が支出命令 令和2年2月3日 出納員が支出命令に係る額を支出 ウ その他の調査事項について  (ア) 補助事業者への関係人調査  ・ 会計処理の状況を確認したところ、本件補助事業で購入した備品はすべて消耗品費で処理しており、資産計上はされていなかった。  ・ 補助事業者としては、備品台帳に記載のとおり、本件備品は補助事業者の資産であるとの見解であった。  ・ 令和2年度から、ロτζジきよかわの指定管理者が、補助事業者からA企業に変更される予定であることについて、補助事業者は令和元年12月に豊肥振興局に伝えたことである。  ・ A企業への本件備品の引継ぎは口頭で行っており、本件備品の貸与に関する取り決めに記した書面は交わしていないことである。  (イ) A企業への関係人調査  ・ 本件備品の現物を調査し、紛失や毀損がないことを確認した。  ・ ロτζジきよかわは豊後大野市の施設であり、指定管理者によって管理運営がされている。令和元年度は補助事業者が指定管理者であったが、令和2年度からはA企業が指定管理者となっている。  ・ ロτζジきよかわで従事していた補助事業者の役員は、令和2年度からは、A企業の役員として引き続き運営に当たっている。  ・ 豊後大野市奥蔵川自然公園井崎河川公園キャンピング場指定管理者仕様書の6. 物品の管理及び帰属②では「指定管理者は、一般社団法人ぶんど大野里の旅公社の所有に帰属する物品については前号に準じ管理を行うものとする。」とされており、令和2年度以降、A企業はロτζジきよかわの指定管理者となり、物品の管理を補助事業者から引き継いでいる。  ・ 指定管理の形態は利用料金制であった。A企業は、本件備品を使用し、パックスラフト1艇1時間当たり2,000円等の料金で来場者に供している。料金の設定根拠は人件費等の実費相当額であるとしていた。また、交付規則や交付要綱等には、補助事業で取得した備品などを活用し収益を得ることを禁じる条項はなく、豊肥振興局の見解では、補助の目的内の行為であることから特に問題はな いとしていた。</p>	<p>(ウ) 前豊肥振興局長への関係人調査  ・ 事業採択時、交付決定時、額の確定時、支出命令時における判断(決裁)は、協議を受け行っていることであった。  ・ ロτζジきよかわの指定管理者が補助事業者からA企業へ変更になることは、局職員から報告を受け認識していた。事業遂行の流れの中で準備をしているとの内容であり、その時期は令和2年1月頃であったことであった。  (2) 請求の要旨に関する監査対象機関の説明  ア 交付要綱に基づき、補助事業者に対し、補助金交付をしたことは事実である。  イ YouTube動画作成事業については、欧米豪の視聴者向けとして、欧米豪からの観光客の増加しているロτζジきよかわを紹介しており、豊後大野市の様々な観光資源を幅広くPRしている。今回の件では、選定時のフオロワーが約50万人であったことから、委託額110万円については、特段高額ではないと判断している。選定したユーチューバーは東京の会社の専属であったことから随意契約をしており、契約事務の取り扱いについても特に問題はないと考える。動画の再生回数については、本事業で作成した動画は約15分もの約10分もの2本あり、この2本の動画を合わせた再生回数は令和2年10月5日時点で174,944回となっており、着実に伸びている。  ウ 本件備品は、ロτζジきよかわにおいて使用することとしており、現在ロτζジきよかわの指定管理者であるA企業が占有している形となっているが、所有は、当初から補助事業者であり、A企業とはなっていない。  また、本件備品の支払については、全額を口座振り込みの写しにより確認している。  なお、本件備品については、リースをしている業者が確認できなかったことから、継続的な使用による誘客促進効果も期待できたため、購入としている。  エ 補助事業執行の適正性について  補助事業者は本件補助事業を適正に執行しているので、本件補助金を返還させる理由がない。  (3) 判断  以上のような事実関係の確認、監査対象機関の説明及び関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。  ア 判断の対象事項  まず、請求人の主張の当否について判断するとともに、他に本件支出を違法又は</p>
---	--

不当なものとするような理由があるかどうかを判断する。

次に、本件支出を違法又は不当なものとするような理由があると認められる場合には、それにより大分県が被った損害を補填するために必要な措置についても判断する。

イ 判断

(ア) 本件補助金に係る事務処理の状況

a 本件支出状況

本件支出状況は以下の表のとおりであった。

○収入の部

(単位：円)

項目	予算額	精算額	割合
補助金	1,406,000	1,406,000	74.97%
その他	469,511	469,511	25.03%
合計	1,875,511	1,875,511	100.00%

○支出の部

(単位：円)

項目	予算額	精算額
備品購入費	737,000	737,000
その他需用費	38,511	38,511
委託料	1,100,000	1,100,000
合計	1,875,511	1,875,511

b 契約の方法

(a) 豊後大野市観光スポットYouTUBE動画作成事業

当該事業は委託事業にて行われており、委託先は随意契約により選定され、1,100,000円にて契約が締結されていた。補助事業の手引きにおいて、「サービス等の性格上、一般競争入札等による契約手続きが困難で、その理由を書面にて県振興局と協議し合意を得た場合は、この限りではありませぬ。」とされており、書面により合意が行われていた。なお、補助事業の手引きには、契約の相手方を県内業者に限定する規定は見当たらなかった。

(b) テントサウナ・パッキングラフの整備事業

交付要綱別表2では、備品購入費について「予定事業における継続使用前提とし、リースが不可能なもの又はリースが可能であるか購入した方が安価なもの及び補助額の過半を占めない少額のものに限る。」と規定しているが、本件備品に関しリース会社が見当たらないため購入したとのことであった。

補助事業の手引きにおいて、財産の買入れ160万円以上の場合には、本業として業務を実施又は商品を取り扱う複数の事業者から見積書を徴すること等としていたが、金額はそれぞれ297,000円、440,000円であるためこれには該当しない。

c 支出証拠書類等

(a) 豊後大野市観光スポットYouTUBE動画作成事業

振込金受取書により、委託先へ送金されていることが認められた。

(b) テントサウナ・パッキングラフの整備事業

金融機関の振り込みに関する帳票及び補助事業者の通帳記録の状況から、本件備品の販売業者へ送金されていることが認められた。

(イ) 本件補助金の交付が法令、交付要綱その他補助事業に係る執行基準に違反するものであるか、また、不当なものであるか。

交付規則第15条では、補助金等の他の用途への使用、補助事業に関して補助金等の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき、法令又はこれに基づく知事の処分と違反したときのいずれかの事由に該当する場合、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる旨定められている。

このため、本件支出について、下記aからcまでの事項についての該当の有無について検証する。

a 補助金等の他の用途への使用が認められるか

本件補助金の交付目的は、「名所巡り・豊後大野ならではの体験・食事・宿泊という観光の一連の流れを映像化して、欧米豪の海外観光客をターゲットにした観光情報の発信、アクティビティの充実、インバウンド対応の周辺整備などを来年度以降進めていくことを前提として、今回調査や試行を行う。」ことであり、事業実施状況について検証したところ、作成されたYouTUBE動画は豊後大野の名所・体験・宿泊を紹介する内容であり、欧米豪の海外観光客へ発信するため、国内在住のYouTuberを用いて作成し、公開されていた。また、本

件備品はロτζジきよかわの来場者に供されており、他の用途への使用の事実  
認められなかった。

b 補助事業等に関して補助金等の交付決定の内容又はこれに付した条件（交付  
要綱第4条第1項各号関係）に違反しているか

(a) 交付決定の対象となる事業計画・収支予算等の内容及び事業実施状況を確  
認したところ、計画等に沿って実施されていた。

(b) 第1号～第3号関係  
該当はなかった。

(c) 第4号関係  
預金通帳、金銭出納簿、契約書及び領収書等の証拠書類を検証したとこ  
ろ、問題は認められなかった。

(d) 第5号関係

i 本件補助金の交付目的

実施要領によれば、本件補助金の目的は、「地域の活性化に向けた取り  
組みの円滑な実施を図るため、予め行われる調査研究や試験的な実施等の  
取り組みを支援し、もって地域活性化の推進に寄与すること」としてお  
り、対象事業としては、「予定事業を実施するにあたり、あらかじめ行わ  
れる調査研究や試行等（地域資源の活用や地域の課題解決につながるコ  
ミュニティビジネス及び一次産業の振興につながるビジネス展開、地域の課  
題解決やコミュニティの醸成など）」としている。

豊肥振興局長が交付決定の際に認めた、本件補助事業の目的は、前述の  
「a 補助金等の他の用途への使用が認められるか」に記載のとおりであ  
り、本件備品の導入目的は、「豊後大野の強みである大自然を活用した豊  
後大野「らしい」アクテナビテナを本格的に導入する前に、温泉県なのに  
温泉のないことを逆手にとったテントサウナや、県内最大の一級河川の  
大野川流域で楽しめるパッキングラフトを欧米豪の観光客が多数訪れてい  
るロτζジよかわに試験的に整備し、YouTubeによって欧米豪をターゲ  
ットに配信することで市場調査を行う。」とするものであった。

ii 本件補助金の執行状況

テントサウナやパッキングラフトを整備し、前述の動画で紹介することによ  
りターゲットとする欧米豪の観光客に配信していた。また、アンケート調  
査により市場調査を行っており、交付目的に沿った執行が認められた。令

和2年度からは、ロτζジよかわの指定管理者が補助事業者からA企業に  
交替となり、補助事業者から本件備品を借り受けたA企業が来場者に本  
備品を供しており、引き続き補助目的に沿って事業を実施していた。

iii 本件備品の管理及び利用状況

本件備品は補助事業者の備品台帳に登録されており、補助事業者におい  
てその他関係書類が整備保管されていた。

本件備品は、令和元年度中は、補助事業者が管理・使用し、令和2年度  
から、補助事業者から貸付けを受けたA企業が管理・使用していた。な  
お、調査日（令和2年10月26日）現在、紛失や毀損の事実は認められな  
かった。

iv 交付要綱の解釈等について

本件補助金の制度を所管するおおいた創生推進課に確認したところ、  
「令和元年度に補助事業者が、補助事業により取得した備品を補助目的  
の範囲内で第三者に貸し付け処理をする場合であって、使用目的や使用状  
況に変わりなければ引き続き予定事業で使用されていると言える。なお、  
県への申請・承認手続は不要である。」とのことであり、第三者による活  
用を禁じるものではなかった。

v 小括

以上のことから、本件備品が補助目的に沿って第三者に貸し付けて使用  
している状態であり、予定事業において継続して使用していると言えるこ  
とから、問題は認められなかった。

(e) 第6号及び第7号関係  
該当はなかった。

(f) 第8号関係

交付要綱第5号様式による報告が、監査日（令和2年10月26日）現在豊肥  
振興局長に対してされていない。  
なお、補助事業者の特定収入割合が5%を超えていることから、返還額は  
0円となる。

(g) 第9号及び第10号関係

誓約書及び大分県警察への照会結果を検証したところ、問題は認められな  
かった。その他、交付規則及び交付要綱に反した事項は認められなかった。  
c 法令又はこれに基づく知事の処分に違反しているか

本件支出を直接的・間接的に拘束する一般的な法令等は認められなかった。以上のことから、本件補助金の支出が違法かつ不当であるという請求人の主張には、理由がないと認められる。

(ウ) その他本件支出を違法又は不当なものとする理由について  
本件支出に係る手続（本件補助金の交付に係る手続を含む。）について、財務会計規律に違反するような事実は見受けられなかった。そのほか、監査の結果、確認した事実の中に、本件支出を違法又は不当なものとするような理由の存在は、認められなかった。

(エ) 結論

上記のとおり、本件支出が違法又は不当であるとする理由は存在しないと認められるから、その余の事項について判断するまでもなく、本件請求には理由がないと判断する。